

電気自動車を活用した持続可能なまちづくりに関する連携協定書

熊本市（以下「甲」という。）は、日産自動車株式会社（以下「乙」という。）並びに熊本日産自動車株式会社及び日産プリンス熊本販売株式会社（以下両社を併せて「丙」という。）が取り組む日本電動化アクション「ブルー・スイッチ」に賛同し、電気自動車の普及を通して社会の変革を起こし、豊かな自然と人々が共生するゼロエミッションで持続可能な社会を実現するために、相互に連携することが重要であるとの認識で一致し、相互の連携と協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が目指す総合的な地域エネルギー事業を契機とした電気自動車の普及を促進することで、温室効果ガスの削減を実現するほか、災害対策の強化及び地域課題の解決に取り組むことを目的とする。

（連携事項）

第2条 前条の目的を達成するため、甲、乙及び丙が相互に連携する事項は、次のとおりとする。

- (1) 電気自動車の普及促進による市民の環境意識の向上
- (2) 災害時における電気自動車の活用による市民の安全確保
- (3) 電気自動車の普及を通じた地域課題の解決

2 甲、乙及び丙は、連携事項を効果的に実施するため、甲、乙及び丙合意の上、具体的な実施に関し、別途覚書を取り交わすものとする。

3 甲、乙及び丙は、連携した取組によって得られた成果を発信する。ただし、プレスリリースその他の对外発表を行う場合においては、甲にあっては乙及び丙の、乙にあっては甲及び丙の、丙にあっては甲及び乙の合意を得るものとする。

（法的義務）

第3条 この協定は、甲、乙及び丙が連携して協力する事項を確認することを目的としており、前条に掲げる全部又は一部の実施に関して、甲、乙及び丙に対して何らの法的義務を負わせるものではない。

（協定期間及び更新）

第4条 この協定の期間は、協定締結の日から、令和2年（2020年）3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれかの者からもこの協定を終了又は変更する意思表示がないときは、この協定の期間を更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各者1通を保有する。

令和元年（2019年）7月22日

甲 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市

代表者 熊本市長 _____

乙 横浜市西区高島一丁目1番1号

日産自動車株式会社

副社長 _____

丙 熊本市西区上熊本二丁目4番15号

熊本日産自動車株式会社

代表取締役社長 _____

熊本市東区西原一丁目2番15号

日産プリンス熊本販売株式会社

代表取締役社長 _____